

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税措置の延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(印紙税:外)
		② 上記以外の税目	
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 株式会社日本政策金融等が、新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた中小企業者等を対象に、特別貸付け等を行う場合に必要となる印紙税を非課税とされている。
			《要望の内容》 株式会社日本政策金融公庫等が、新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた中小企業者等を対象に、特別貸付け等を行う場合の印紙税を非課税とするものであるが、新型コロナウイルス感染症の状況を見極めつつ、所要の措置を講ずる。
			《関係条項》 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条第1項、同法施行令第8条第1項第3号・第4号、第2項第2号・5号
5	担当部局		中小企業庁事業環境部金融課 中小企業庁経営支援部小規模企業振興課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期: 令和5年8月 分析対象期間: 令和2年度～令和6年度
7	創設年度及び改正経緯		本措置は、新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた中小企業者等の負担の軽減等を図る目的で「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」が施行される際に、財務省主税局主導で措置された。 措置された当初、令和3年1月末となっていた期限を特別貸付けの延長にあわせて、毎年度延長を行った。
8	適用又は延長期間		新型コロナウイルス感染症の影響の長期化をふまえ、特別貸付けが延長された場合には、当該期限まで延長を行う。
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた中小企業者等に対して、株式会社日本政策金融公庫等が「新型コロナウイルス感染症特別貸付」等による資金繰り支援を行うことで、中小企業者等の資金繰りの円滑化を支援する。 《政策目的の根拠》 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条第1項、同法施行令第8条第1項第3号・第4号、第2項第2号・5号

		② 政策体系における政策目的の位置付け	7. 中小企業及び地域経済の発展
		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 - 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 -
10	有効性等	① 適用数	-
		② 適用額	-
		③ 減収額	-
		④ 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 - 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 非課税措置の適用により、新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた中小企業者等の租税負担の軽減が見込まれる。
		⑤ 税収減を是認する理由等	-
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	当該措置は、新型コロナウイルス感染症の被害者等に対する印紙税の負担軽減を図る上で有効な措置である。また、非課税対象も新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付等に限定されていることから、必要最低限の特例措置であり、妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等は存在しない。

		③ 地方公共団体が協力する相当性	-
12	有識者の見解		-
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		-